

## 東南アジア学会関東例会報告要旨

日 時：2009年4月25日 15:45～17:45

報告者：田中健郎（東京大学大学院国際社会科学専攻修士課程08年3月修了）

タイトル：「日本・南ヴェトナム戦後賠償交渉：1951～59年—サイゴン政権の独自外交」

### 【本報告】

本報告の問題関心は、「なぜ日本政府は南ヴェトナムに対して戦後賠償を行ったのか」である。つまり、一つは、戦後日本政府が「経済協力」という形ではなく、「戦後賠償」の形をとったのか。もう一つは、北ヴェトナムではなく、南ヴェトナムにだけ戦後賠償を行ったのかということである。

南ヴェトナムに対する先行研究は三つに分類できる。①「久保田豊説」：日本工営の社長（当時）久保田豊が自社の利益を追求するために、サイゴン政権と日本政府に対して働きかけ、ダニム・ダム建設費用を戦後賠償に求めたとする財界と政府の癒着に注目した説。②「日米共同説」：日米共同の南ヴェトナム介入政策の一環として説明する説。③その他：賠償実施の経緯、金額、内容の概略をまとめたものや日本の戦後賠償全体の一環として説明するものがある。これら通説に対する疑問は、第一に、戦後賠償とは本来外交上の問題であり、ダニム計画や久保田豊といった問題とは本来別の問題ではないのかということである。久保田豊説では、なぜ日本政府が南ヴェトナムに戦後賠償を支払うことになったのかという問いに対して答えられない。第二に、米国のヴェトナム介入がまだ本格化する以前の50年代において、日米が南ヴェトナムに対する賠償において共同した可能性は低いのではないかということである。

本研究は、以上の疑問に対して「日本・南ヴェトナム両国の外交資料を利用し、両国間の外交交渉を分析する」という方法で答えようとする。本研究では、次のことを示す。①サイゴン政権はサンフランシスコ講和会議の頃より賠償請求に意欲的であったこと、②当初賠償を支払う意思のなかった日本政府が、サイゴン政権の積極的な賠償請求外交によりその意識を変化させていったこと、③賠償交渉とは本来別個の問題であったダニム計画が、55年の久保田豊の訪越以後重なったこと、④在南ヴェトナム大使の間で日米共同は実現しなかったこと、⑤ダニム計画を純賠償（無償資金供与）とする合意に至らせたサイゴン政権のバーゲニングパワー、⑥サイゴン政権の積極的な対日賠償請求外交展開の背景にある同国の国内要因と対外要因。

第一期 1951年9月～1953年9月：サンフランシスコ講和会議の頃からサイゴン政権が対日賠償請求に意欲的であったことは、この会議に参加したヴェトナム国首相チャン・ヴァン・フーの発言から読み取ることができる。またサイゴン政権は、日本の公使館設置の前提として、賠償問題の解決をあげていた。そこで両政府は、戦争中の日本軍の沈没船の引揚作業と費用の話し合い（沈船引揚賠償交渉）を行った。この交渉は、沈船引揚賠償＝225万ドルという内容にて協定の仮調印をみた。また、当時日本政府はこの金額で賠償問

題が解決されるという認識であった。

第二期 1955年2月～1957年3月：サイゴン政権側が積極的に賠償請求外交を展開する時期である。1955年の久保田豊の訪越以後、賠償交渉と「ダニム計画」が重なるようになった。この時期、サイゴン政権は、先の沈船引揚賠償協定の仮調印を破棄し、さらに積極的な対日賠償請求外交を展開するようになった。一方、交渉に当たった在サイゴン日本大使は、在サイゴン米国要人に斡旋を依頼したが、協力を得ることはできなかった。この間、両政府の交渉は平行線をたどるが、日本側が上限とする賠償額（総額）は、225万ドルから5000万ドルへと推移した。

第三期 1957年4月～1958年3月：この時期、サイゴン政権のバーゲニングパワーにより、在サイゴン日本大使と日本工営の久保田豊が奔走し、ダニム計画費用のほぼ全額を純賠償とすることで合意に至った。サイゴン政権側は、日本の経済援助以外の選択肢として「フランスの経済協力」という外交カードを提示し、日本側を焦らせた。賠償額をめぐって難航した交渉は最終的に外部要因の発生によって合意に至った。それは、日本国会における社会党による南ヴィエトナム賠償批判と北ヴィエトナムの対日賠償放棄発言であった。立場が不利になったと判断したサイゴン政権が日本側の案を受け入れたのだ。

第四期 1958年4月～1959年5月：この時期、日本側は通商議定書の同時調印を強く求めたが、サイゴン政権は賠償獲得を「外交的勝利」とするため通商議定書を拒否した。北ヴィエトナムに対抗するサイゴン政権側は、日本との賠償協定の調印を「外交的勝利」（「巨額の賠償の獲得」と「日本政府による正統政府の承認」）として国民に示すため、通商議定書を含めない賠償協定の調印にこだわった。結局、実をとる決断した日本側が譲歩し、通商議定書を取り下げることによって賠償協定の調印に至った。

以上のように、賠償交渉においてサイゴン政権は、バーゲニングパワーを行使し、積極的な対日賠償請求外交を展開した。なぜサイゴン政権はこのように積極的な対日賠償請求外交、いわば「独自外交」を展開したのか。国内要因として、まず新興独立国としての気概が考えられる。成立して間もないヴィエトナム共和国は、賠償交渉本格化の時期と同じくして経済建設への意欲を高めていたのである。また、成立後間もない国家であったために、国民に対する正当性を必要としていた。日本との外交関係や巨額の賠償額の獲得はそれを裏付けるものだった。外的要因については、まず、1958年以降米国援助の急激な減少がサイゴン政権の財政認識に影響を与えていた。これを補完する経済援助として日本賠償の重要性が浮上していた。また、北ヴィエトナムに対する対抗意識も要因の一つである。自国がヴィエトナム全土の代表であるという政治的正統性を示すことの重要性は大きいものだった。さらに、日本政府との間を仲介する久保田豊らの人脈の存在も考慮すべきである。ジエム大統領と個人的なつながりを持つ大南公司社長の松下光弘の存在もサイゴン政権の賠償請求外交を積極化させた一つの大きな条件であった。

最後に結論として、「なぜ日本政府は南ヴィエトナムに戦後賠償を行ったのか」という問いに対して次のように答えられるだろう。①サンフランシスコ講和会議の頃よりサイゴン

政権が対日賠償請求に強い意欲を持っていたこと。②賠償交渉に元々別個の問題であったダニム計画が重なったこと。③積極的な対日賠償請求外交（バーゲニングパワーの行使）が久保田豊と日本政府を動かし、ダニム計画を純賠償とすることに合意せしめることができたこと。

また、通説に対して次のよう反論できる。南ヴィエトナム戦後賠償は久保田豊によって決定されたのではなく、むしろ外交交渉におけるサイゴン政権の独自外交が大きな決定要因であった。少なくとも現地の大使レベルでは日米共同は実現せず、南ヴィエトナム戦後賠償は日本と南ヴィエトナム両国間の外交交渉によって決定されたのである。

【コメント】コメンテーター：中野亜里（早稲田大学非常勤講師ほか）

外交史である本研究は、日本政府がなぜ南ヴィエトナムだけに戦後賠償をしたのかという問題意識に立って、外交文書を用いた文献研究である。先行研究に対する批判的視座をはっきりさせており、結論の論旨も明快であった。サイゴン政権の主体性——経済的利益並びに国際的地位に関わる利益の追求——、ダニム計画が交渉過程で結果的に比重を増してきたこと、日米共同がなかったことなどを実証的に明らかにした。①ただしサイゴン政権のバーゲニングパワーについて、「フランスの経済協力」というカードだけで通商議定書の拒否まで可能にさせる力になりえたのか、より詳しく説明が欲しい。従来の国際関係史の研究では、グローバルな上位レベルの冷戦構造が下位レベルの地域あるいは個々の国にどのように作用したかを見るのが一般的だった。一方で本報告の特徴は、下位レベルのサイゴン政権の独自外交のバーゲニングパワーを証明しようとしたところに特徴がある。より明確にしてもらいたい点は、②賠償問題の研究を行う今日的意義（戦後賠償が ODA 政策に引き継がれており、その ODA が現地権力との癒着・汚職をもたらしているという現状から照らして）、③南ヴィエトナムに注目した動機（南ヴィエトナム国家自体の歴史的分析はわが国ではあまり行われていない）、④北ヴィエトナムに賠償を行わなかった日本側の理由、⑤旧南ヴィエトナムの史料を現政権から入手する際の問題（ハノイ政権の歴史観のバイアスがかからないのか）。

【回答】

①「フランスの経済協力」というカードは、限定的な意味しかなかった。あくまでダニム計画を無償供与するというところまでのバーゲニングパワーしかなかったと思う。ダニム以降の通商議定書の拒否においては、フランス・カードは意味がなかった。②賠償研究の今日的意義：本報告はあくまで歴史の一時期を分析し、先行研究を批判しようとする研究の一環。今日的意義の考察は、未だ結論が出ておらず、今後の課題としたい。③南ヴィエトナムについて、それが正しかったかどうかという政治的な価値判断は持っていない。南ヴィエトナムにおいて、ヴィエトナム人自身が国家を建設、運営した過程に彼らの主体性という部分があるはずと考え、これまで南ヴィエトナムの主体性についての研究はなかつ

たので、そこに注目して研究を進めた。④日本政府が北ベトナムに賠償しなかった理由は、冷戦構造の中で選択肢としてありえなかったからである。但し、反対の発想から、なぜ南ベトナムに賠償したのかという問いに対して冷戦構造だけでは説明できないと考えたのが本研究の動機である。⑤幸いに日本側にて体系的にまとまった外交資料が公開されたため、実際に本報告で用いているのは日本側の資料が多く、ベトナム側のものは一部に限られているという状況である。

#### 【質疑応答】

- Q. サンフランシスコ講和会議に対するサイゴン政権の態度、また戦後賠償の全体像がよくわからないため整理してほしい。なぜ日本政府は南ベトナムだけに賠償したのかという問題を巡る議論について、同時代の国会記録、言論はなかったのか？
- A. ベトナム国の代表が講和会議に出席、講和条約に調印したことが、南ベトナムが賠償請求権を有する根拠となった。日本にとって南北ベトナムを選ぶ選択の余地はなかった。そもそも南北ともに賠償する気はほとんどなかった。そこで、なぜ南だけに賠償を行ったのかが報告者の問い。また、当時の国会記録、新聞には、社会党をはじめとする南ベトナム賠償批判の言論が多く見られる。
- Q. 日本政府が南ベトナムのみに賠償を行ったのは、そもそも南ベトナムだけを国家承認していたから。このことは冷戦構造からでしか説明できない。本報告では、日本・南ベトナム間の交渉が成立しない一時期だけについてアメリカの関与がなかったことを証明しているが、南ベトナム政権の主体性というのが力点なら、交渉が成功しつつあるときのアメリカの関与の有無も実証しなければならない。（冷戦構造を踏まえれば）論理的にもアメリカの関与がなかったことはあり得ないし、本研究では資料的にも証明されていない。

南ベトナムというのは私的な国家であり、特に財政面から見ればそれは明らかである。戦後賠償交渉は、日本工営が自社の利益のために演じた交渉だった。日本工営によるひどい汚職があったことは明らかである。実質的な交渉はたった5ヶ月。裏取引があった可能性がある。このことを資料によって証明することは難しいが（汚職がなかったと証明することはもっと難しい）、状況証拠的には、それがなかった可能性を否定できない。裏の可能性が否定できないのに、サイゴン政権の主体性を主張することはできない。また、どうして日本政府は賠償金額を1億ドルから5,000万ドルに値切ることができたのかという面から賠償交渉を見るべきではないか。この観点から賠償協定締結時のサイゴン政権の発言を考えると、報告者の主張（国内に対して正当性を必要としていた）とは反対に、値切られたことを国民に説明しないための建前とも考えられるのではないか。

Q.結論が久保田豊説に結局乗っているのでは。サイゴン政権側のバーゲニングパワーもあったことを説明しただけでは報告者の論として不十分である。外交問題として扱うという最初の問題意識から結論を出すべきでは。例えば、日本政府側の意図とサイゴン政権側の意図をより詳しく分析することで別の結論が見えてくるのではないか。

Q.日本の外交資料がたまたま見られるようになったとのことだったが、本研究が用いた資料、特にヴェトナム側資料の独自性は。

A.ヴェトナム側の資料は断片的なものでしかなかった。そのため、今回のレジюмеにおいて引用元はすべて日本側の資料となっている。ヴェトナム側の資料の利用は、サイゴン政権の閣僚会議と賠償協定締結の際のサイゴン政権の声明についてサイゴン政権の認識を確認した程度である。

Q.サイゴン政権の国内外要因の解説について、資料が同一だが、これを国内要因とするか、対外要因とするのか、両方に読める資料なのか。サイゴン政権の認識を裏付ける資料としての正当性はこれで足りるのか。他にも、国内外の新聞を用いて、高官の発言、他の国がどう見ていたのかなどの観点からも考察できるのでは。

Q.最も新しい日本側の資料を用いた点をもっと生かす報告にしたらどうか。交渉の臨場感に迫るようなエピソードを報告本文に展開させたらどうか。サンフランシスコ講和条約に基づいて賠償請求した国（フィリピン、南ヴェトナム）と個別に請求が認められた国（ビルマ、インドネシア）、また賠償請求を放棄した国であるカンボジアには、それぞれどのような背景があったのか。そこから、南ヴェトナムが賠償請求権を認められた国の中に残った理由を明確にしたらどうか。

文責：藤倉哲郎（東京大学大学院）